

裁判傍聴に行きませんか

筆者は、タイを中心にアジア諸国の法制度研究を専門としている。法学は文献調査の占める割合が大きいけれども、司法関係者へのインタビューや裁判傍聴を組み合わせることで、法律の条文だけでは分からない制度の実態を明らかにしようとしてきた。これまでのインタビューは、特定の法律の制定に関わった人や、制度の運用・実務に詳しい人、たとえば、裁判官、検察官、弁護士といった法曹、法学者、司法省、NGOなどを対象としてきた。インタビューを行ううえで筆者が考えている点を二つほどあげよう。

第一は、タイや他の開発途上国におけるインタビュー調査では、その人を誰が紹介してくれたかが結果の良し悪しを左右することがまだ多い、ということである。筆者は省庁であればメール、FAX、時には電話を使って直接自分でアポを取ることもあるが、特定の人に会いたいときは必ず人に紹介してもらうことにしている。いろいろなルートがあるのだが、一番頼り

にしているのは、筆者が一九九〇年代半ばに最初にタイに滞在したときからお世話になっていくタマサート大学やチュラーロンコーン大学の研究者である。タイの学者は社会的地位が高いほか、プロボノ指向が強くNGOとの交流が深い人が多い。何よりもありがたいのは、ある研究を行う際に何に焦点をあて、どのような人たちに会えばいいのか、的確なアドバイスをしてくれることである。研究者との交流は、筆者の研究面での最大の資産となっている。

第二は、インタビューを受ける相手の「持ち味」を引き出すような質問をすることである。たとえば、その人に尋ねるべき内容により多くの時間をさき、ほかでも聞けるような話は最小限にとどめるべきであろう。アジア経済危機の頃であるが、ある日本人研究者の調査に同行して大手法律事務所を訪問したことがある。その研究者が破産・会社更生手続についての質問に多くの時間をとるのを見て、もったいないと感じた。法律を

読めばすぐに分かる内容であり、大学や裁判所でも詳しく聞ける話だったからである。その欧米系の法律事務所は危機後の会社更生案件を多く取り扱っており、手続きを進めるうえで実務上生じている問題点や、手続きに参加する利害関係者の動向などに踏み込んだ質問する方が有益であり、情報提供者の持ち味を生かしていると思うのである。ただし、インタビューで基本的なことや同じことを質問してはいけないということではない。同じことを繰り返し複数の人に聞くことで、意見の相違点が明確になることもある。また、研究者側の研究の進み具合によつてインタビューの力点も変わってくるだろう。筆者も新しいインタビューに取り組むときは、法律の条文の自分の理解が正しいかどうか確認するため、法学者や実務家に基本的な事項を聞くことが多い。そのなかでさらに目を通すべき文献、法令、判例や掘り下げるべき論点が分かってくるからである。

●裁判所は面白い！

司法制度の研究において、筆者が用いているもう一つの手法として裁判傍聴がある。難しそうに聞こえるが、訴訟が実際にどのように進められているのか、裁判所に行つて自分の目で確かめる、ということである。日本では裁判員制度が始まったことで司法への関心が高まったようであるが、まだ多くの人とつとて裁判所は縁遠いところ、できれば一生関わりたくないところであろう。基本的には他のアジア諸国でも変わりはないであろう。

筆者を含めてアジア法の研究者は「アジアにおいては西洋由来の公式の法制度が根付いていない」という見方をよく強調してきた。ところが、各国の裁判所の活況ぶりを見ると、こうした見方があまりそぐわない気がしてきているのである。各国の裁判所はたくさんの人であふれ、あらゆる種の活気に満ちているからである。

裁判所と聞くと、スーツを着た弁護士や検察官が闊歩してい

るように思うかもしれないが、現実の裁判所にはビーチサンダールにジーンズ姿の若者など普段着を着た人たちがたくさん来ていのである。刑事事件の被告人の家族、あるいは被害者やその家族であるかもしれない、相続した親の財産を争う兄弟かもしれない。

司法制度を研究する人はもちろんのこと、他分野の研究者もぜひ一度裁判所に足を運んでみて欲しいと思う。多くの国は「裁判公開の原則」を採用し、少年事件や家事事件などを除くと、外国人でも自由に傍聴が認められる国が多い（そうでない国もある）。下調べは必要。ふらりと立ち寄って事件を観察することができると、出張した時にアポが入らず空いてしまった時間をつぶすのに便利という面もある。

裁判所のロビーまたは各法廷の前にはその日行われる審理のリストが掲示してあるので、そこから好みの事件を選ぶのが良い。最近はウェブサイトで事前に確認できる裁判所もある。民事事件は書面手続が多く、弁護士同士が文書を交換するだけのときもあるから、刑事訴訟の方が見て分かりやすいと思う。

民事訴訟や刑事訴訟の基本的な考え方は各国で似ているので、細かな手続や使用している言語が分からなくとも、何が進行しているかはある程度は推測できると思われるが、やはり背景を知らない訴訟の議論を追うのは難しいと思う。そんな時は裁判所がどのような空間として構成されているのか、そして、そこで人々がどのように行動しているかという点に目を向けるのが良いと思う。人によって観察ポイントは違ってくるが、筆者の場合、外国の裁判所を訪問するときは次のようなところに注目している。

第一は、裁判所の建物である。タイの場合、首都バンコクにある中核的な裁判所には、太い柱で支えられた巨大なエントランスを構えた威圧的な建物が多い。裁判の厳粛さを演出するにはこの威圧感が必要なのかもしれない。地方ではタイ寺院を思い起こさせる白壁に赤い屋根のタイ風の庁舎がまだ標準的なようだが、どうも最近は地方でも威圧的な庁舎が増えているように感じている。

第二は、法廷内の様子である。たとえば、裁判官、検察官、原告、弁護士、被告人、書記官等

の席がどう配置されるか見ておきたい。配置は訴訟に対する考え方を反映するからである。たとえば、裁判官がいれば両者の聞き役に徹する「当事者主義」では、被告人と検察官の席は対等にしなければならぬ。他方、裁判官が良い解決を得るように積極的に働きかける「職権主義」では、検察官は裁判官の補助者としての側面を持ち、裁判官により近い場所に座ることもある。また、職権主義的な民事訴訟をとるメキシコのグアダハラ州の事例では、法廷という部屋すら存在しない。完全な書面手続を中心であり、必要があれば裁判官がその執務室において当事者の意見を聞くという。

さらに、裁判の場を象徴するいろいろなアイテムにも目を向けたい。タイの場合、裁判官の背後に必ず国王の写真が掛けられている。伝統的には王権が司法を司り、現代の憲法においても裁判は「国王の名」によって行くと定められていることの反映である。また、タイをはじめ多くの国においても「天秤」が司法のシンボルとして採用されている。さらに、法曹の服装も見逃せないポイントである。旧英領諸国で裁判官が「かつら」

やガウンをつけることは有名である。タイにおいてはさすがにかつらをつけることはないが、検察官も弁護士も法廷内では黒いガウンを着用する決まりになっている。また、フィリピンの裁判所を訪問したときは、「タガログ語」を解さない当事者や証人のために通訳が法廷にいた。法廷はそれぞれの国の多言語文化を垣間見せる場でもあるのである。

法廷で奇妙な光景に出くわすこともある。一九九〇年代にタイではじめて裁判傍聴したときは、次の事件の被告人が傍聴席に座って待っているのを見て驚いたことがある。オレンジっぽい囚人服を着て、手かせ足かせをされた被告人が自分のすぐ隣にいたのである。その後同じような光景を他の国でも目にした。どうもタイだけの慣行ではないようである。裁判所は何度通っても飽きない場所である。